

山梨県公報

号外第二十四号

令和五年

三月三十一日

金 曜 日

目 次

人事委員会

- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………三
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………四
- 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………四

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員 長 信 田 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表5級の項之中「自動車管理事務所長、情報通信幹、換地管理員」を「地域振興官、自動車管理事務所長、換地管理員、財務審査員」に改め、同項之中「又は管理主事」を「、管理主事又は情報教育推進官」に改め、同表6級の項一中「政策推進監」を「地域ブランド推進監、富士山登山鉄道推進監」に改め、「、外国人活躍推進監」を削り、「男女共同参画・共生社会推進監、観光PR戦略監」を「リニア未来創造・推進監、二拠点居住推進監、男女共同参画・共生社会推進監、外国人活躍推進監」に、「リニア未来創造推進監、未来創造推進監」を「未来創造推進監、館長、人事企画監」に改め、「、情報政策推進監」を削り、「緑化推進監」のトコ、「、大気水質指導監、廃棄物対策指導監」を、「富士登山対策監」のトコ、「、文化企画指導監」を加え、「、

産業戦略企画監」及び、「指導検査監」を削り、同項4中「換地管理員」を「地域振興官、換地管理員、財務審査員」に改め、同項5中「文化普及幹」のトコ「、学校運営支援統括幹」を加え、同表7級の項一中「政策推進監」を「地域ブランド推進監、富士山登山鉄道推進監」に、「外国人活躍推進監、DX推進監」を「DX推進監、リニア未来創造・推進監、二拠点居住推進監」に、「観光PR戦略監」を「外国人活躍推進監」に改め、同表8級の項一中「富士山火山防災監」のトコ「、リニア推進監」を加える。別表第二の表4級の項を次のように改める。

| | |
|----|-------------------------|
| 4級 | 1 専門員の職務 |
| | 2 相当困難な業務を行う主任学校栄養職員の職務 |

別表第二の表5級の項の前に次のように加える。

| | |
|----|--------|
| 4級 | 専門員の職務 |
|----|--------|

別表第二への表3級の項中「専門員」の下に「の職務」を加える。

別表第十福祉保健部障害福祉課の項を削る。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「技監」を「技監」に、「政策推進監」を「リニア推進監」に、「DX推進監」を「リニア未来創造・推進監」に、「外国人活躍推進監」を「DX推進監」に、「観光PR戦略監」を「外国人活躍推進監」に、「企画調整主幹」を「企画調整主幹」に、「管理監」を「人事企画監」に、「産業戦略企画監」を「技術指導監」に、「工事検査監」を「工事検査監」に、「管理監」を「管理監」に、「リニア未来創造推進監」を「リニア未来創造推進監」に、「情報システム専門監」を「情報システム専門監」に、「情報政策推進監」を「情報政策推進監」に、「

造推進監
 ステム専門監」に、「緑化推進監」を「緑化推進監
 大気水質指導監」に、「富士登山対策監」を「
 富士登山対策監」に改め、同部パスポートセンターの項及びリニア用地事務所の項を削
 文化企画指導監」に改め、同部パスポートセンターの項及びリニア用地事務所の項を削
 り、同部子ども心理治療センターうぐいすの杜の項中

| | |
|-----|----|
| 副所長 | 五種 |
|-----|----|

| | |
|----|--------------------|
| 所長 | 五種（人事委員会が認める者にあつては |
| 次長 | 七種（人事委員会が認める者にあつては |

に改め、同部森林総合研究所の項中
 四種）
 六種）

| | |
|-------|------------|
| 所長 | 五種（人事委員会が認 |
| 特別研究員 | 六種 |

める者にあつては三種又は四種）
 を
 所長
 五種（人事委員会が認める者

にあつては三種又は四種）
 に改め、同部計量検定所の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------|----|----|
| 産業技術センター | 所長 | 一種 |
|----------|----|----|

| | |
|--------|-----------------------|
| センター長 | 五種（人事委員会が認める者にあつては四種） |
| 特別研究員 | 六種 |
| 副センター長 | 六種（人事委員会が認める者にあつては五種） |
| 研究管理幹 | 八種（人事委員会が認める者にあつては七種） |

別表第十二知事の事務部局の部宝石美術専門学校の中「三種」を「二種又は三種」

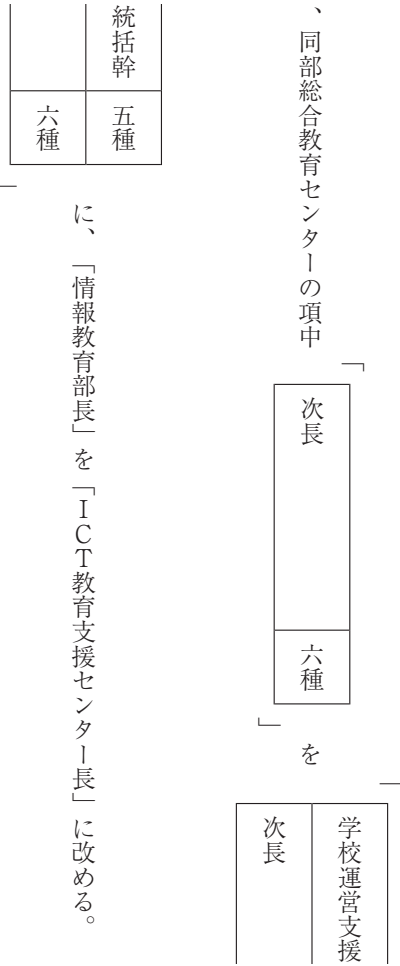
| | |
|-----|-------|
| 副館長 | 四種 |
| 学芸幹 | 八種（人事 |

に改め、同部産業技術センターの項を削り、同部博物館の項中
 委員会が認める者にあつては七種）
 を
 副館長
 四種

に改め、同部流域下水道事務所の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------|----|-----------------------|
| リニア用地事務所 | 所長 | 四種（人事委員会が認める者にあつては三種） |
| | 次長 | 六種（人事委員会が認める者にあつては五種） |

別表第十二教育委員会事務局の部本庁の項中「政策企画監
 人事管理監」を「人事管理監」に改め



附則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第五号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県の項を次のように改める。

| | | |
|-----|------|-----|
| 茨城県 | つくば市 | 二級地 |
|-----|------|-----|

別表千葉県の項を削り、同表東京都の項中「八王子市 府中市」を「八王子市」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第六号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「富士吉田市」を「富士吉田市 北杜市」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 北杜市を除き、この表に掲げる名称は、平成二十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
- 2 北杜市については、人事委員会が定める地域に限るものとする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の十七第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「警衛業務」の下に「又は警護要則（令和四年国家公安委員会規則第十五号）第二条第一号に規定する警護対象者の身辺の警護業務」を加え、同項第二号中「又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会が定める者の身辺の警護業務」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「政策推進監」を「地域ブランド推進監 富士山登山鉄道推進監」に、「外国人活躍推進監 D X推進監 男女共同参画・共生社会推進監」を「DX推進監 リニア未来創造・推進監 二拠点居住推進監 男女共同参画・共生社会推進監 外国人活躍推進監」に、「富士山火山防災監」を「富士山火山防災監 リニア推進監」に、「参事 観光PR戦略監」を「参事」に、「知事直轄組織」を「感染症対策センター」に、「総務経理担当」を「人事企画監 総務経理担当」に改め、同表教育委員会の項中「福利給付担当、給与公災担当」を「給与公災担当」に、「所長 次長」を「所長 学校運営支援統括幹 次長」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項第四号中「情報公開条例」を「情報公開条例第五条」に、「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この訓令の施行の前日に山梨県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）附則第二条の規定による廃止前の山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第十四条第一項の規定による開示の請求があった行政文書の保存については、なお従前の例による。